



福祉

選挙・議会

10 福祉医療費助成制度

問 福祉医療課(市庁舎1階／☎214－2127)

対象者	資格	所得制限	申請に必要なもの
重度心身障がい者	身体障がい者	あり※	身体障害者手帳
	知的障がい者		療育手帳(岐阜県交付のもの)
	精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳
	戦傷病者		戦傷病者手帳・身体障害者手帳
	6か月以上ねたきり		6か月以上ねたきり認定判定書
ひとり親家庭等	母または父、18歳未満の児童など	なし	児童扶養手当証書または遺族年金証書
子ども	0歳から中学校修了までの児童		

※市外から転入の人は所得課税証明書(本人・扶養義務者等)が必要な場合があります。

11 生活保護／福祉資金貸付／ひきこもり相談／DV相談 など

問 福祉政策課(市庁舎10階／☎214－2345)

■民生委員・児童委員

地域の福祉に関する相談を受け、見守りや支援を行う、地域福祉の担い手です。お困りのときは、お住まいの地区の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。お住まいの地区の民生委員・児童委員がご不明な場合は、お問い合わせください。

問 生活福祉一課・二課(市庁舎3階／☎214－2156～2164)

■生活保護

生活の維持が困難になった世帯を対象に、最低限度の生活を保障するため、生活保護法による援助(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の8扶助)が受けられます。

■福祉資金貸付

臨時的・一時的な事情で生活にお困りの人を対象に資金を貸し付けます。条件がありますので詳細はご相談ください。

■生活困窮者自立支援

生活の維持が困難になった人を対象に相談にのり、抱える課題を解決することで生活の再建を図ります。お気軽にご相談ください。☎265－3777(予約優先)・☎214－2158

問 岐阜市社会福祉協議会(都通2－2／☎253－0294(専用))

■生活福祉資金貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、福祉資金

や教育支援資金などを貸し付けます。自立相談支援事業の申し込みや民生委員の意見書が必要になる場合があります。そのほか、条件がありますので、詳細はご相談ください。

問 ひきこもり相談室(市庁舎10階／☎214－3703／
✉hikikomori-soudan@city.gifu.gifu.jp)

■ひきこもり相談窓口

面談は予約制です。まずは電話やメールでご連絡ください。オンライン申請も可。◆受付日時 平日の午前8時45分～午後5時30分

問 岐阜市DV相談窓口☎0120－783－305(相談専用)

■ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談

配偶者や恋人からの暴力などに悩んでいる人の相談をお受けします。月～金曜日(祝休日・年末年始は除く)の午前9時～午後4時45分

問 あんしんつながりステーション
(岐阜駅東☎268－1052・長良☎090－2436－0600)

■女の子と女性のためのあんしんつながり相談

不安や困りごとを抱える女性をNPOなどと連携しサポートします。

▶岐阜駅東(橋本町1－10－23ハートフルスクエアG1階)
月～土曜日の午前10時～午後4時

▶長良(八代3－27－8)

火、木、日曜日の午前11時～午後4時

■情報公開制度

開かれた市政を実現するため、市民の皆さんの請求に基づいて公文書の閲覧や写しの交付などをする制度です。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報を保護するための適正な手続きを定めており、市民の皆さんが自分の情報を確認したり、訂正や利用停止を求めることができます。

14 議会

問 議事調査課(市庁舎4階／☎214－6237)

■議会の傍聴

本会議・委員会の傍聴をご希望の人は、議会事務局受付までお越しください。

15 広報・広聴

問 広報広聴課(市庁舎5階／☎214－2387)

■広報紙「広報ぎふ」

月2回(1日・15日)発行。自治会を通じて各世帯へ配布するほか、事務所やコミュニティセンター・公民館などの公共施設、郵便局、コンビニエンスストアなどに配置しています。また、アプリを利用して読むこともできます。→裏表紙をご覧ください。

■点字版広報ぎふ、録音版広報ぎふ

月2回発行。広報ぎふの主な内容を点字または録音(カセットテープ・デジジー版)により、希望する人に送付しています。

■ソーシャルメディア

市の魅力を広く知ってもらうため、ソーシャルメディアの特性を生かした情報発信を行っています。→裏表紙をご覧ください。

●岐阜市公式フェイスブックページ

●岐阜市公式エックスアカウント

●岐阜市公式ユーチューブチャンネル

●岐阜市公式ユーチューブシティブロモーションチャンネル

●岐阜市公式インスタグラムアカウント(ギフスタ！)

●岐阜市ライン公式アカウント

16 市民相談

◆相談場所・問 市民相談室(市庁舎2階／☎214－6028) ◎相談は無料です。

相談種類	内容	相談日	時間
市 政 相 談	市政に対する要望・意見(担当部署の案内)	月～金	午前8時45分～午後5時30分
く ら し の 相 談	くらしの中での法的な問題(離婚・親子関係など)	月～金	午前9時～正午 午後1時～4時
交 通 事 故 相 談	交通事故の示談・慰謝料・損害賠償など	火・木・金	
労働なんでも相談	労働に関する相談や社会保険などの手続きに関すること	金	午後1時～4時30分
職 業 相 談	就職に関すること	火～金	
法 律 相 談	民事・家事・刑事などの法律問題(1人20分で要予約)	月・水・金	午後1時～4時
行 政 相 談	国の行政機関などに対する要望・意見	火	
人 権 相 談	いじめや差別など人権に関すること	火	
不 動 産 相 談	不動産の取引・管理に関するトラブルや困りごと	第1～4火	
心 配 ご と 相 談	家庭などでの困りごとや心配ごと	第2・4水	
建 築 相 談	新築・増築の諸問題、耐震診断など	第3水	
税 務 相 談	所得税・相続税・贈与税などの税金に関すること(1人20分で要予約)	木	
登 記 相 談	相続、不動産などの登記、供託など(1人20分で要予約)	木	午前9時30分～正午 午後1時～3時
土 地 境 界 相 談	土地の境界線(筆界)や土地・建物の調査・測量・表題登記に関すること	第2・4木	
行 政 手 続 相 談	相続・遺産分割協議書・遺言、許認可手続きなどに関すること	第3金	
結 婚 相 談	結婚を希望する人の相談、紹介(第4日は要予約) ※ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク(おみサボ・ぎふ)が利用できます	月(第4を除く)・ 第4日	

※くらしの相談・交通事故相談・職業相談は相談員の都合によりお休みすることがあります。

17 消費生活

問 消費生活センター(市庁舎2階／☎214－2666(相談専用))

■消費生活相談

消費生活に関するトラブル、苦情や疑問などの相談をお受けし、クーリング・オフ制度の活用やアドバイスを行います。事業者との間に生じた個人情報に係る苦情、多重債務に関する相談もお受けします。無料です。◆日時 平日の午前8時45分～午後5時30分

■二セ電話詐欺(特殊詐欺)被害防止対策

防犯機能付き電話機の購入費の一部を補助します。詳細は、消費生活センターにお尋ねください。

■請願・陳情

市政についての要望事項などを文書で提出する「請願」「陳情」には、記載事項などに定めがあります。詳細はお問い合わせください。

■テレビ・ラジオ広報番組

テレビ	あなたの街から 岐阜市	ぎふチャン(岐阜放送)18:00～18:15 4月～12月 毎週(金)／1月～3月 月2回(金)
	ぎふっciao！	シーシーエヌ(ケーブルテレビ) 7月、9月、12月
ラジオ	岐阜市！元氣 インフォメー ション	ぎふチャン(岐阜放送) 〔AM1431kHz/FM90.4MHz〕 毎週(火)・(金) 9:40～9:45／17:40～17:45(再) ※(再)は1月まで
	とっておき 岐阜情報 「聴いてミント」	FMわっち(シティエフエムぎふ) 〔FM78.5MHz〕12:50～12:55 4月～12月 毎週(月)・(火) 1月～3月 毎週(月)

問 市民相談室(市庁舎2階／☎214－6028)

■市長への手紙

市政についての提案や意見など、市民の皆さんの声をお寄せください。「手紙」の場合、用紙は市庁舎、各事務所などにあります。ファクスの場合、ふれあいファクスFAX0120－433707(シミンミナオーナー)へ。また、市ホームページ「市民ご意見板」からもお寄せいただけます。



選挙・議会

広報広聴・相談